

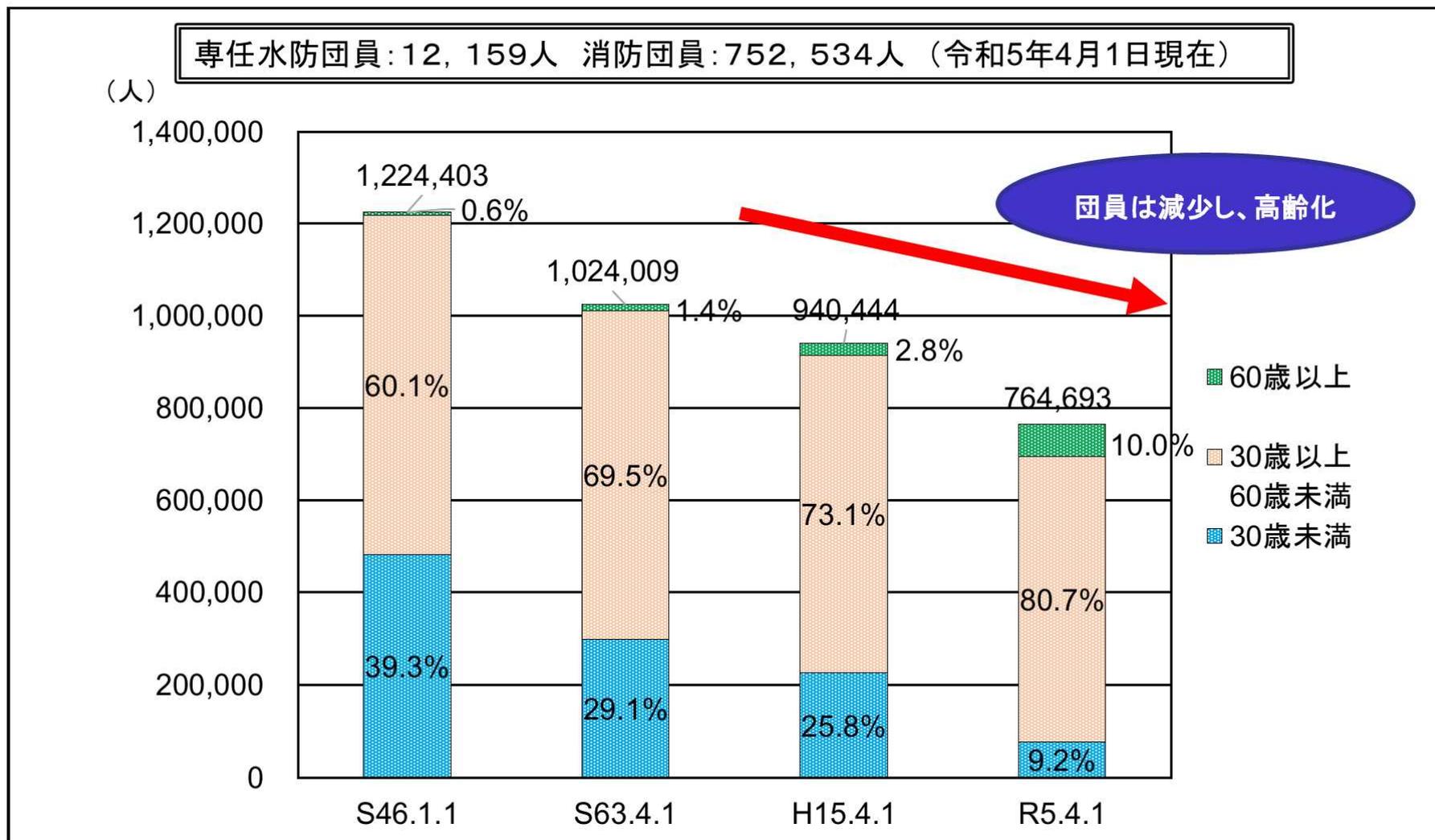
水防協力団体について (水災害予報センターからの情報提供)

令和 6年 5月 30日

東北地方整備局
水災害予報センター

水防団員・消防団員の減少と高齢化の進行

○ 全国各地で豪雨災害が頻発している一方、団員の減少、高齢化により地域水防力の低下が懸念されている。



水防団員・消防団員の推移

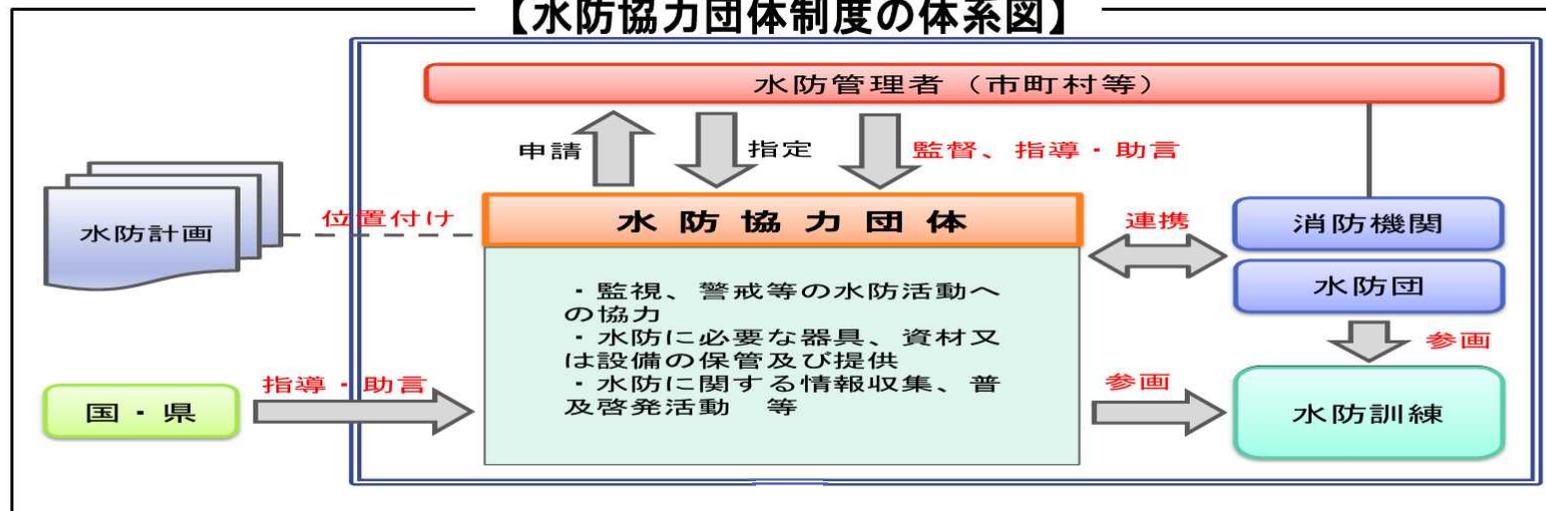
水防協力団体制度の概要

- 水防協力団体制度は、地域の水防力を強化するため、水防団等が行う水防活動と連携して、平常時の水防に関する普及啓発活動、災害時の巡視、土のう運搬等の後方支援などを行うことができるよう平成17年に制度化。
- 申請を受け水防管理者（市町村等）が指定

- ・ 平成17年の水防法改正により創設、平成25年に指定対象拡大。
- ・ 対象：NPO、一般社団法人、一般財団法人、民間法人、自治会、ボランティア団体等
（下線は平成25年に指定対象拡大）
- ・ 活動内容：【災害時の活動】巡視（異常箇所の見つけ等）、避難援助、土のう袋詰め・運搬等の後方支援。水防に必要な器具、資材または設備の提供。
【平常時の活動】水防に関する資料収集、水防に関する知識の普及啓発及び水防訓練への参加。水防に必要な器具、資材及び設備の保管。

※ 水防協力団体が河川区域内に水防倉庫等を設置する場合には、河川法に基づく土地の占用許可又は承認の特例を受けることができる。

【水防協力団体制度の体系図】



水防協力団体による協力の概要

地域に貢献する水防活動への企業等の参画

- ◎ 民間企業、NPO、自治会等に水防協力団体への参画を促し、地域を水害から守る水防活動への協力、水防に関する情報収集・提供及び知識の普及・啓発等の活動を促進する。
- ◎ 水防協力団体は、地域の水災防止体制を保持するため、水防管理者(市町村長等)が水防法に基づき民間企業、NPO、自治会等を指定する制度。

水防に関する啓発等の協力

- ・ 水防に関する知識の普及、啓発、イメージアップ
- ・ 水防に関する情報収集、提供



商業施設による水防に関する啓発の協力
(民間企業)

水防活動への協力

- ・ 水防に必要な資機材の保管、提供
- ・ 水防上必要な監視、警戒



水防資機材の保管、提供

水防協力団体への企業等の参画促進

水防管理者（市町村長）は、水防団等が行う水防活動を支援・サポートする「水防協力団体」※を毎年募集しており、令和5年12月には国土交通省が募集の協力を行いました。その結果、13 企業・団体が、新たに水防協力団体に指定されました。

※水防協力団体制度は、地域の水災防止体制を保持するため、水防管理者（市町村長等）が水防法に基づき民間企業、NPO、自治会等を指定する制度。

【令和5年度に新たに指定された水防協力団体】

北海道(3) 西江建設(帯広市)、宮坂建設工業(帯広市)

アラソフトウェア(北見市)

関東(1) 久保田建設(群馬県千代田町)

北陸(1) エコロジーサイエンス(長岡市)

中部(1) バローホールディングス(多治見市)

近畿(5) 藤井組、ニュージェック、日本損害保険協会
(淀川左岸水防事務組合)

大塚ウエルネスベンディング、東京建設コンサルタント
(淀川左岸、淀川右岸、大和川右岸各水防事務組合)

四国(2) 技研製作所(高知市)、
四国クリエイト協会(高知市など14市町村)



水防協力団体
バロー
ホールディングス
多治見市長
国土交通省
庄内川河川
事務所長

水防協力団体認定書交付式(多治見市)



国土交通省
高知河川国道
事務所副所長
いの町長
水防協力団体
四国クリエイト協会

水防協力団体認定書交付式(高知県のいの町)